

1、事業運営の基本方針

国は経済の回復基調が持続する中で10月に消費税を8%から10%へ引き上げる予定としており、「人づくり革命」と「生産性革命」に最優先で取り組むこととしています。

国内の経済状況は、2012年11月を底に緩やかな回復基調が続いているとし、景気回復の長期化により労働市場では人手不足感が高まっているとしています。

岐阜県内の経済状況については、個人消費は緩やかに持ち直しているとともに、生産活動は緩やかに回復しつつあり、雇用情勢は着実に改善しており、有効求人倍率は引き続き高い水準となっていることから、引き続き景気が緩やかに回復していくことが期待されているとしています。

岐阜財務事務所が公表した県内経済情勢によれば、県内の百貨店やスーパーなどでは、地域や時間帯によって正規社員の不足感がある他、非正規社員は、地域や時間帯を問わず人手不足が続いており、有効求人倍率は引き続き高い水準となっているとしています。

また高齢者雇用安定法の改正による「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」により、高齢者の就業率は高い水準で推移しています。

こうした雇用状況の変化はシルバー人材センターの新規入会希望者の減少等に影響を及ぼしています。

飛騨市における65歳以上の高齢化率は、平成22年度33.3%でしたが、昨年4月1日には38.12%となり、11年後の2020年には40.2%と予測されており、市民のおよそ2.5人に1人が高齢者になると予測されています。

このような環境においてシルバー人材センターは、市在住高齢者の方々が一人でも多く当センターに入会し、シルバーを通して適正な就業を果たすと共に生きがいのある生活が実感できる仕組みを作り上げ、飛騨市の高齢者健康増進と経済活性化の一助を担っていくという積極的な取り組みに挑戦していく必要があります、いかに運営の母体となる就業会員の増と就業機会の創出を増やし、地域社会に貢献できるシルバー人材センターとしていくかが重要となってきます。

その為には、長年積み上げてきた技術や経験を元に会員一人一人が自分の持ち分を

自覚し、それぞれの力を結集して飛騨市シルバー人材センターを築き上げていく必要があります。

このような一つ一つの積み重ねがシルバー人材センターの実績を高め、さらに信頼を高めていくことになり、さらに運営の基本はスピード感をもって確実に仕事を遂行していくことにあります。

今後益々高齢者が増加していく飛騨市において、まだまだ十分活力を有した人たちに活躍してもらう就業の場、生きがいつくりの場を提供することにより、生涯現役社会の実現に向けて飛騨市シルバー人材センターの有用性を十分に周知し、急増する高齢者の受皿として多様な就業機会を創出し事業活動を支えていくための基本方針を具体的な活動として展開していく必要があります。

2、シルバー人材センター事業

センターが発注者から受けた仕事の配分は、慎重な検討の上に就業機会を会員に提供しています。臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務就業への報酬として受託先から受け取る金額は、総計 73,950 千円、内訳は会員への配分金 67,100 千円、材料費等 2,000 千円、センターの事務費 4,850 千円を予定しています。

会員に対して就業機会を多く提供するためにも、企業・事業者・一般家庭など地域社会全体にシルバー事業の取組や理念を周知し、理解の輪を広げて、高齢化社会の到来に備えた環境作りをセンターが積極的に推し進める必要があります。

平成30年度からは、これまで行ってきた二階建て建物における屋根塗装業務及び雪下ろし業務等の高所作業の業務受注を廃止したことにより、請負業務の減収となってきたことから、新たな業務拡大に向けて取り組んでいきます。

さらに新たな就業形態の要望に幅広く対応する手段として派遣事業の拡大に向けて、新規の受注活動に努めるとともに、会員の就業希望職種とのマッチングの向上に努めていきます。

3、会員拡大・相談事業の推進

会員の拡大に向けて、シルバー人材センターの目的、理念、仕組み、活動等を市民各層に周知し、理解と認識を高め会員の拡大と就業機会の確保を図るため、事務所を平日常時開放し、就業相談にあたっていきます。

また、全国シルバー人材センター協議会が掲げる会員数 第二次 100 万人達成計画

の推進に向け、入会を希望する方々には事務局職員がその都度面談の上、丁寧な入会にあたっての諸手続き、入会案内にあたります。

入会説明会の開催にあたっては、ハローワークと飛騨市が連携して行う出張職業相談会場にシルバー人材センターのコーナーを設け、職業相談に訪れる方々に入会の声掛けや、さらに出前入会説明会の開催にあたっては入会を希望する方々にシルバー人材センターの概要活動趣旨等、就業にあたっての心構えを説明します。

これには理事会が主体となり理事全員が説明・相談にあたります。

また、会員の退会抑止に取り組むため、定款第5条に定める特別会員制度の活用に取り組むとともに、未就業会員への就業相談及び就業促進に向けた指導を行います・

4、普及啓発事業

飛騨市シルバー人材センターホームページや「シルバー事務局だより」等広報紙を通じて会員募集や就業機会拡大のためのPR記事を掲載するとともに、市広報紙や各マスコミへの取材依頼、チラシの作成等々より効率的・効果的な広報手段にシルバー人材センターの活動内容を広く紹介し、その存在価値をPRしていきます。

また飛騨市福祉・ボランティアフェスティバル活動等のイベントへの参加を通じて地域社会に存在価値をPRしていきます。

5、安全就業推進事業

高齢者が就業するにあたっては、会員の安全確保はシルバー人材センターの事業遂行の基幹をなすべきものであり、当シルバー人材センターを上げて全てに優先して重篤事故、傷害事故、損害賠償事故の撲滅にと努めます。

このため事務局は就業人員を配置するに際し仕事内容の確認や会員の入会申込時に記載した職履歴等を参考にし、希望日程を調整しながら就業を提供するとともに安全就業の適正を図っていきます。

安全・適正就業委員会においては全会員に「シルバー事務局だより」を通し安全ニュースを掲載するなど全会員に安全への意識の高揚を図っていくほか、事故防止のための推進活動を行うとともに、安全・適正就業委員会が作業現場をパトロールして会員の安全・適正就業の指導を行う作業に取り組んでいきます。

- (1) 適正就業の徹底を図るため、企業等の訪問活動の実施
- (2) 安全・適正就業推進強化月間（7月）の設定

- (3) 安全・適正就業委員会による安全パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業推進大会や研修会への参加

6、シルバー派遣事業に対する取り組み

(1) 派遣事業の推進

就業形態・契約形態から見た適正就業に努めるとともに、新たな派遣業務の開拓を行い、派遣事業の推進に向けて取り組んでいきます。

(2) 就業モラルの向上

「就業規約」、「適正就業基準」を遵守し、会員の就業モラルの向上を図っていきます。また事務局では、就業情報の提供を行い多くの会員が就業できる環境づくりに努めます。

- ### (3) 派遣就業者の健康の保持増進及び衛生管理に努めるため、岐阜県シルバー人材センター連合会とともに、産業医による健康及び衛生に係る講習会の実施や健康相談等を実施します。

7、研修講習事業

新入会員がシルバー人材センターの基本理念や仕組み、就業規則などの研修を受け会員として就業した際の基本的な心構えにより就業意識をさらに深め、受託先の信頼を高めるよう努めていきます。

また安全・適正就業遂行のため高齢者の技能への維持・向上を支援するため刈り払い機・チェンソー等の取扱をテーマに、関係諸団体から派遣される指導員を講師とした講習会の開催を予定するなど技術面・安全面での向上を支援し、就業機会の確保を目指していきます。

8、諸会議・研修会等の参加支援

シルバー人材センターの運営及び事業の推進にあたっては、岐阜県シルバー人材センター連合会及びその他関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

このため全国事業協会・県連合会及び飛騨地区シルバー人材センターの関連機関等を通じて適切な情報交換や協議を行い、シルバー事業に対し指導、相談及び助言を求めるほか、各関係団体とも連絡してシルバー事業の円滑化と拡大に務めます。

また当センターの役員及び職員の資質向上を図るために、県シルバー連合会の収集

情報も公開し、研修への参加を計画実施します。